

○伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定

平成21年3月31日三重県告示第231号

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第8条の2第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区基本方針及び同掲出基準を次のとおり定めます。

- 1 屋外広告物沿道景観地区の名称
伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区
- 2 屋外広告物沿道景観地区の区域
伊勢市内の県道鳥羽松阪線度会橋から県道伊勢磯部線浦田橋まで（道路に面した敷地「並行する道路・河川を介して接する敷地を含む。」）
- 3 屋外広告物沿道景観地区基本方針
 - (1) 基本構想
美しい景観は、先人から受け継ぎ、また、次の世代に引き継ぐべきものであり、当地域の中心となる、伊勢神宮については、平成18年県民景観意識アンケートの「将来の子供たちに残しておきたい三重の風景」の1位を占めており、また、美しい景観の保全や地域の景観を損ねている要因の排除を進め、以って美しい景観づくりの推進が求められている地域です。
このため、伊勢志摩の地域特性を生かした広告景観を形成する方策として屋外広告物について形状、色彩等の規制及び指導等を行ない、より良い広告景観に誘導するものです。
 - (2) 基本的事項
 - ア 屋外広告物は、景勝地の雰囲気を阻害するものでないこと。
 - イ 屋外広告物は、可能な限り広告物間の距離を取ること。
 - ウ 屋外広告物は、可能な限り周辺の広告物とのバランスを取ること。
 - エ 屋外広告物の高さは、通行する人の視界を妨げず、かつ、統一性を確保すること。
 - オ 屋外広告物の色彩及びデザインは、それぞれの地域性を尊重したものとすること。
- 4 屋外広告物沿道景観地区掲出基準
 - (1) 景観風致維持基準
この基準は、条例第8条の2第3項第1号の規定により定め、次のものについては、三重県屋外広告物条例施行規則（昭和41年三重県規則第59号）別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。
 - ア 広告物の共通基準
 - (ア) 広告面の彩色は、無彩色又は5色以内とすること。（写真については広告面の1/2以内とする）
 - (イ) 広告面の色彩は、蛍光色を避けること。
 - (ウ) ネオンサイン、LED（点滅・画面が変化するもの）は使用しないこと。
 - イ 禁止地域の自家用広告物
 - (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の5分の1以下。
 - (イ) 屋上広告 1面15㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの4分の1以下で縦長でないこと。
 - (ウ) 広告板 1面10㎡以下（表示面は、縦横の比率が1.4～1.8とする。）
 - (エ) 広告塔 1面5㎡以下
 - ウ 許可地域の自家用広告物
 - (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の3分の1以下。
 - (イ) 屋上広告 1面25㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下で縦長でないこと。
 - (ウ) 広告板 1面25㎡以下（表示面は、縦横の比率が1.4～1.8とする。）
 - (エ) 広告塔 1面12.5㎡以下

エ 許可地域の一般広告物

(ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の4分の1以下。

(イ) 屋上広告 1面 20 m²以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下で縦長でないこと。

(ウ) 広告板 1面 20 m²以下（表示面は、縦横の比率が1.4～1.8とする。）

(エ) 広告塔 1面 10 m²以下

(オ) 広告旗 禁止

オ 禁止地域のその他広告物

(ア) 管理広告 1面 3 m²以下とし、かつ、必要な文言に限る。

(イ) 道標及び案内図板 1事業所2本以下、地は茶色、文字等は白色とし、かつ必要な文言に限る。

(2) 景観形成指導基準

この基準は、条例第8条の2第3項第2号の規定により定めるもので、条例第8条の3第4項により尊重しなければなりません。

ア 広告物の共通基準

(ア) 広告面のベースカラーは、歴史的町なみの景観をイメージすること。

(イ) 野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等地域性の高い低花木の植栽を施すこと。

イ 禁止地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の10分の1以下

(イ) 屋上広告 1面 10 m²以下。高さは、設置する場所までの高さの4分の1以下

(ウ) 広告板 1面 5 m²以下

(エ) 広告塔 1面 2.5 m²以下

ウ 許可地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の5分の1以下

(イ) 屋上広告 1面 20 m²以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下

(ウ) 広告板 1面 10 m²以下

(エ) 広告塔 1面 5 m²以下

エ 許可地域の一般広告物

(ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の7分の1以下

(イ) 屋上広告 1面 15 m²以下。高さは、設置する場所までの高さの4分の1以下

(ウ) 広告板 1面 5 m²以下

(エ) 広告塔 1面 2.5 m²以下

(オ) 広告旗 禁止

オ 禁止地域のその他広告物

(ア) 管理広告 1面 1.5 m²以下とし、かつ、必要な文言に限る。

カ 公共広告物

(ア) 禁止地域 高さ 3.5m以下

大きさ 10 m²以下

(イ) 許可地域 高さ 5m以下

大きさ 10 m²以下

附 則

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

2 この告示のうち、4の(1)のイの(イ)中「縦長でないこと」の部分、4の(1)のイの(ウ)中「表示面は、縦横の比率が1.4～1.8とする」の部分、4の(1)のウの(イ)中「縦長でないこと」の部分、及び4の(1)のウの(ウ)中「表示面は、縦横の比率が1.4～1.8とする」の部分については、施行日以後に表示若しくは設置するものについて適用するものとする。

